

寒川町投票区の一部を改正する告示をここに公表する。

平成 30 年 3 月 1 日

寒川町選挙管理委員会

委員長 小 島 信 男

寒川町選挙管理委員会告示第 1 号

寒川町投票区の一部を改正する告示

寒川町投票区(昭和 50 年寒川町選挙管理委員会告示第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 投票区の項中「111～426 428～431 433～892 896 898～961 979～980 1035～1111 1121～1124 1165～1584 1601～1721 1725～2051 2054～2241 2244～2373 2461 2463～2473 2480～2599 2601～2734 2740～2760 2777～2779 2781～2784 2789～2793 2856～2859 2866～2870 2881～2892 2941～2946」を「114 150～154 203～206 239～242 303～305 308 367～883 901～916 977 1274～2002 1 丁目 1～15 20～22 54～61 62～67 76～78 2 丁目 1 番～3 番」に、同表第 7 投票区の項中「35～66 68 86～110 427 432 893～895 897 962～978 981～1034 1112～1120 1125～1164 2052～2053 2242～2243 2374～2460 2462 2474～2479 2600 2735～2739 2785～2788 2794～2800」を「35～41 59 63～66 68 86 897 112～1120 1125～1164 2462 1 丁目 16～19 23～29 69～75 79 岡田 2 丁目 4 番～22 番」に改める。

附 則

この告示は、平成 30 年 3 月 10 日から施行する。